

池田市建設工事入札要項

(池田市制限付一般競争入札)

< 工 事 名 >

(仮称) 池田市立多世代交流施設新築電気設備工事

池田市総務部契約検査課

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 (仮称) 池田市立多世代交流施設新築電気設備工事
- (2) 工 事 場 所 池田市旭丘3丁目2番1号
- (3) 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年12月28日まで
- (4) 工 事 種 別 電気工事
- (5) 工 事 概 要 (仮称) 池田市立多世代交流施設新築に伴う電気設備工事
 - 敷地面積：4, 814.16㎡
 - 建築面積：1, 743.36㎡
 - 延床面積：1, 697.25㎡
 - 規模：地上1階建
 - 構造形式：鉄骨造
 - 主要形式：地域集会施設、老人福祉センター
- (6) 施 工 方 法 単体施工
- (7) 入 札 予 定 価 格 設定し、事後公表する。
- (8) 入札最低制限価格 設定し、事後公表する。

2. 入札参加資格要件に関する事項

- (1) 入札参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者であること。
 - ① 令和7・8年度池田市入札参加有資格者（電気工事）であること。
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の電気工事の総合評定値（直近）が800点以上であること。
 - ③ 平成27年度以降に工事請負契約1件の請負金額が1億円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。共同企業体については、出資比率に応じて算出した金額であること。）以上の同種の工事の元請施工実績を有していること。
※同種の工事とは、公共建築物の電気工事をいう。
 - ④ 本工事に現場代理人及び監理技術者を専任で配置できること。
 - ⑤ 建設業法第15条に規定する電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。
こと。
- (2) 次に掲げる者は、制限付一般競争入札に参加できない。
 - ① 施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、これらの法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 令和7年5月30日から入札執行の日までの間において、池田市指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けている者
 - ④ 令和7年5月30日から入札執行の日までの間において、建設工事等の業者の選

⑧ その他特別の理由により、入札に参加することが適当でないと認められる者

(3) 提出された申込書は、返却しない。

③ 交付場所 池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 総務部契約検査課（2階）

② 入札書の日付は、10. に規定する入札の日を記載すること。

③ 提出方法 持参、FAX又はメールによるものとする。

FAX (072) 752-7616

メール keiyaku@city.ikeda.osaka.jp

(2) 質問に対する回答は、令和7年6月10日から池田市ホームページに掲載して行う。

8. 入札保証金
免除とする。

9. 契約条項等を示す期間及び場所

入札関係書類等、設計図書等及び工事請負契約書（案）等を以下の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

① 閲覧期間 令和7年4月10日から令和7年5月30日まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

② 閲覧場所 池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 総務部契約検査課（2階）

10. 入札日時及び場所

① 入札日時 令和7年7月25日 午前10時30分

② 入札場所 池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 第1会議室（6階）

11. 最低制限価格の設置

施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格で入札した場合は、失格とする。ただし、入札に参加した全ての者が最低制限価格を下回る価格で入札した場合は、失格とせず、直ちに再入札を行う。

12. 入札及び落札候補者の決定

(1) 入札は、公告及び本工事の入札要項に規定する日時及び場所において行う。

(2) 落札候補者の決定は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

(3) 同一落札価格で入札した者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(4) (2) 及び (3) の規定により決定した落札候補者が、17. に規定する入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認めた場合は、その次の順位の者を落札候補者とし、以降、適格と認める者があるまで審査を行うものとする。

(5) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内に入札者がいないときは、直ちに再入札を行う。ただし、無効又は失格となった者は、再度の入札に参加することができない。なお、入札執行回数は、3回を限度とする。

13. 入札の執行延期等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、又は中止し、若しくは取り消すことがある。

この場合において、入札者が損失を受けても本市は一切の損害賠償の責めを負わない。

14. 入札の無効又は失格

次の各号のいずれかに該当した入札は、無効又は失格とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 公告及び本工事の入札要項に規定する入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 指定の期日までに入札書を提出しなかった入札
- (4) 入札者の記名又は押印のない入札
- (5) 同一入札について、2枚以上の入札書を提出したもの
- (6) 入札金額又は入札参加者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (7) 入札参加者の氏名又は入札金額を訂正したもの及び訂正印のない削除、挿入等による入札
- (8) 工事費内訳書を提出しない者による入札
- (9) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札
- (10) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (11) 再入札(全ての者が最低制限価格を下回る価格で入札した場合に行う再入札を除く。)にあっては、前回予定価格を上回った入札価格のうち最低の価格以上の価格でした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- (13) 明らかに談合によると認められる入札及び池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）第79条各号のいずれかに該当する入札

15. 入札心得

- (1) 入札参加者は、建設業法、池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。）、池田市財務規則その他関係法令及び本工事の入札要項、設計図書並びに工事請負契約書（案）その他関係書を閲覧し、現場熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者は、本工事の入札要項の各項を承諾したことを証するため、本工事の入札要項に記名、押印の上、入札時に提出すること。

16. 落札候補者の入札参加資格審査申請

- (1) 12. (2) 及び (3) の規定により決定した落札候補者は、令和7年7月28日の午後5時までに、以下に掲げる書類を3. (1) に規定する提出場所に持参し、提出しなければならない。なお、当該時刻までに当該書類を提出しない者は、落札候補者の資格

を失うものとする。

- ① 池田市制限付一般競争入札参加資格審査申請書 (様式4)
- ② 入札参加資格審査調書 (様式5)
- ③ 工事施工実績調書 (様式6)
- ④ 配置予定技術者等の調書 (様式7)
- ⑤ ②～④に規定する添付が必要な書類

(2) (1)に規定する書類の作成等に係る費用は、落札候補者の負担とし、落札候補者から提出された書類は返却しないものとする。

(3) (1)に規定する書類に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とし、池田市指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を講じる場合がある。

17. 入札参加資格審査及び落札者の決定

(1) 落札候補者に対する入札参加資格の有無について、16. (1)に規定する提出書類により確認を行うものとする。

(2) (1)の確認により、落札候補者に入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、その理由を付して当該落札候補者に不適格である旨を通知するとともに、その次の順位の者を落札候補者とし、以降、適格と認める者があるまで審査を行い、落札者を決定する。

(3) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡するとともに、24.の規定に従って落札者を公表するものとする。

18. 契約の締結

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第2条の規定により、本工事の請負契約を締結するには、議会の議決を要するため、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決を経た後、本契約を締結するものとする。なお、仮契約は17. (2)に規定する落札者決定の日から20日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内に、本契約は議決があった日から5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に契約を締結するものとする。

(2) 落札者は、仮契約を締結するに当たり、暴力団排除条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなければならない。

(3) 仮契約の締結後、議会の議決までの間に仮契約を締結した業者が、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。なお、仮契約を解除した場合、本市は一切の損害賠償の責めを負わない。

(4) 落札者が正当な理由がなく(1)に規定する期限までに仮契約及び本契約を締結しないとき、仮契約を締結するに当たり(2)に規定する誓約書を提出しないとき、又は本契約を締結するに当たり19.に規定する契約保証金に代わる公共工事履行保証証券を提

出しないときは、落札又は仮契約は、その効力を失う。この場合には、入札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

- (5) 落札者が正当な理由がなく仮契約及び本契約を締結しないときは、池田市指名停止措置要綱第13条の規定に基づき、2年間の指名停止措置を講じるものとする。

19. 契約保証金

- (1) 本契約締結期限までに、契約保証金に代わるこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。保証金額は、請負代金額の100分の30以上とする。ただし、池田市入札参加有資格者名簿における契約先所在地が本市域内にある者は、100分の10以上とする。
- (2) (1)の公共工事履行保証証券による保証期間は、本契約締結の日から工事目的物の引渡しを受ける日までの期間とする。瑕疵担保特約に付す保証期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から2年間とする。
- (3) 公共工事履行保証証券による保証は、損害保険会社1社による保証によるものとする。

20. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額の40%以内とする。
- (2) 中間前金払 既に前金払を受けた工事が以下の条件を全て満たした場合が対象であり、その割合は請負代金額の20%以内とする。
- ① 工期が4か月以上にわたること。
 - ② 工期の2分の1を経過していること。
 - ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上に相当する額であること。
 - ⑤ 部分払又は工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分に係る支払の請求がされていないこと。
- (3) 部分払 工期中3回以内（出来高の90%以内）とする。
- (4) 各年度支払限度額は、概ね契約金額の初年度0%、最終年度100%とし、各年度の支払限度額及び出来高予定金額は、落札後通知する。
- (5) 残額 工事竣工後、請求を受けた日から40日以内に支払う。
- (6) 元請負人は、本契約を締結する前に中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができない。
- (7) 元請負人は、請負代金の支払を受けたときに当該工事に係る下請負人がある場合は、速やかに下請代金を支払わなければならない。

21. 一括下請負の禁止

元請負人は、請け負った建設工事の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

22. 下請負人

- (1) 元請負人が下請負契約及び建設材料等の売買契約を締結する場合は、市域内業者を優先して発注すること。
- (2) 下請負契約及び建設材料等の契約を締結する際に、暴力団排除条例第8条第2項に規定する誓約書を徴収すること。
- (3) 同一入札参加者同士による下請契約の締結は、禁止とする。

23. 工程表及び施工体制台帳の提出並びに施工体系図の設置

- (1) 本工事の受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- (2) 本工事の受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。
- (3) 本工事の受注者は、建設業法第24条の8第4項に規定する各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

24. 公表

- (1) 17. (2) に規定する落札者決定の日の翌日に、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - ① 申込書を提出した者の商号又は名称
 - ② 入札参加者及び申込書を提出したが、入札に参加しなかった者の商号又は名称
 - ③ 落札候補者に決定後、入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
 - ④ 入札経過及び結果（予定価格及び最低制限価格を含む。）
 - ⑤ 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (2) 公表の場所
池田市ホームページ及び池田市役所総務部契約検査課（2階）
- (3) 公表の方法
閲覧に供する。

25. その他

- (1) 入札参加者は、設計図書等、工事請負契約書（案）等を熟読し、地方自治法、施行令、建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）等の関係法令、暴力団排除条例、池田市暴力団の排除に関する条例施行規則（平成23年池田市規則第35号）、池田市公共工事等暴力団対策措置要綱、池田市財務規則及び本工事の入札要項を遵守すること。
- (2) 本工事の入札及び契約に係る必要な事項は、法令、池田市財務規則その他別に定めるもののほか本工事の入札要項によるものとする。
- (3) 本工事の受注者は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象となる労働者について共済証紙を購入し、建退共制度の「発注者用掛金収納書」を契約締結後1か月以内に、「共済証紙受払簿」を工事竣工後速やかに、提出しなければならない。
- (4) 本工事の受注者は、設計図書等に定めるところにより、建設工事保険、火災保険、賠償（一般）責任保険等に参加し、当該証券又はこれに代わるものを工事着手後5日以内に提出しなければならない。
- (5) 入札者は、入札後、公告等入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (6) 入札関係書類等及び入札に関する問合せ先
池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 総務部契約検査課（2階）
電話 （072）754－6221（直通）

以上、各項を承諾したことを証するため、本書を提出する。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（本社から委任された者については受任者）

印